

久留米市中央学校給食共同調理場維持管理運営包括委託事業の募集要項等に関する質問回答書

No	資料名等	該当箇所					項目	質問内容	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他			
1	包括委託契約書(案)	2	6条	5項			契約の保証	第1文の末尾を、「還付することができ、事業者は当該還付を請求することができる。」にご修正いただきたく存じます。	ご質問の内容と同様の認識をしております。そのため、原案のとおりとします。
2	包括委託契約書(案)	5	17条	4項			近隣対応	本項の冒頭に以下の文言を追加いただきたく存じます。 「前項の規定にかかわらず、本事業自体に関する近隣対応・対策に起因して市及び事業者による本事業の実施について発生した増加費用及び損害については、市が負担する。また、」	包括委託契約書(案)第10条「責任の負担」、第17条「近隣対応」第1項～第3項のとおり、認識しております。そのため、原案のとおりとします。
3	包括委託契約書(案)	11	33条	3項			暴力団排除措置による解除権	冒頭の引用条文につきましては、「第31条第4項の規定は、」の誤記かと存じます。	包括委託契約書(案)を修正します。
4	包括委託契約書(案)	12	34条	2項			談合その他の不正行為が行われた場合の解除権	同上。	包括委託契約書(案)を修正します。
5	包括委託契約書(案)	12	36条	3項			解除の効果	第2文を以下に変更いただきたく存じます。 「また、引継に必要な費用は、事業者が負担する。ただし、市の事由による解除の場合には、引継に必要な費用は、市が負担する。」	要求水準書では、「事業終了時の引継ぎ業務」を含めた内容としております。そのため、原案のとおりとします。
6	包括委託契約書(案)	16	49条	2項			著作権等の侵害の防止	3項として以下の条項を追加いただきたく存じます。 「3 前項の損害の発生が市の提案又は指示に起因する場合は、前項の規定にかかわらず、市が前項の賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。」	想定される具体的な事例が不明であるため、原案のとおりとします。
7	包括委託契約書(案)	28	別紙4	イ	7)	(カ) a	配送校の増減等による追加費用の負担について	「配送校が増加する場合、(中略)追加的な費用は、これら業務に係る固定料金を変更することをもって対応し、(中略)変更額、変更時期、支払方法等について、市及び事業者が協議して定める。」とございますが、変更額等については市と事業者と協議の上、増加費用については、市	お見込みのとおりです。

									でご負担くださるとの理解でよろしいでしょうか？	
8	様式3-6-7							様式3-6-7修繕・更新年次計画表	本様式に記載の項目については、委託料Bとしてお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか？	様式3-6-7の記載内容については、委託料Aとしてお支払いします。
9	様式3-6-8							調理設備更新工事	細目に記載の調理設備以外でも、事業者提案で追加することは可能でしょうか？また事業者提案の調理設備に関しても委託料Bに計上して更新実施年度にお支払いいただくことは可能でしょうか？	事業者提案により追加することは、可能です。 ただし、委託料Bとして支払う更新工事は、別紙4「委託料の構成、支払方法等」のとおりです。なお、細目「その他」については、要求水準書参考資料3をご参照ください。